

人員配置基準の引上げに伴う児童福祉施設設備運営基準の改正について

平成24年度からの児童養護施設等における措置費の職員配置基準引上げを、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に従うべき基準として反映させる省令改正を行う予定（平成24年5月公布、平成25年4月1日施行予定）

改正案イメージ	現行
<p>第三章 乳児院 (職員)</p> <p>第二十一条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね<u>一・六人</u>につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第四章 母子生活支援施設 (職員)</p> <p>第二十七条 (略)</p>	<p>第三章 乳児院 (職員)</p> <p>第二十一条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、<u>乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を</u>、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね<u>一・七人</u>につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第四章 母子生活支援施設 (職員)</p> <p>第二十七条 (略)</p>

2～3 (略)

4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員の数は三人以上、少年を指導する職員の数は二人以上とする。

5 母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設の母子支援員の数は二人以上とする。

第七章 児童養護施設

(職員)

第四十二条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(職員)

第七十五条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

2～3 (略)

4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

(新設)

第七章 児童養護施設

(職員)

第四十二条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(職員)

第七十五条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

<p>第十章 児童自立支援施設 (職員) 第八十条 (略) 2～5 (略) 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じてお おむね児童<u>四・五人</u>につき一人以上とする。</p>	<p>第十章 児童自立支援施設 (職員) 第八十条 (略) 2～5 (略) 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じてお おむね児童<u>五人</u>につき一人以上とする。</p>
--	--

※母子生活支援施設の個別対応職員については、措置費上は全施設に配置可能となっているが、未配置の施設も多いことから、
設備運営基準での取扱いは検討が必要。